平成２４年（フ）第９８号
新潟市秋葉区車場３丁目６番４号
債務者　清野　哲夫
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９９号
新潟市秋葉区車場３丁目６番４号
債務者　清野　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３８号
京都市伏見区雁金町710番地
債務者　金子こと　金　　正和
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３６７号
京都府京田辺市田辺西垣内37番地
債務者　半田　治行
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
京都府京田辺市田辺西垣内37番地
債務者　半田八重子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
京都市山科区大塚元屋敷町62番地83
債務者　三津川壽夫
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４４６号
京都市右京区花園鷹司町25番地　花園団地４棟306号
債務者　長谷川詔子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番11号　フロウレス新屋敷207号
債務者　吉村　　譲
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２０号
山形県鶴岡市睦町３番17号
債務者　齋藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２０２号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番３―103号
債務者　飯田　　貢
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９３号
香川県高松市牟礼町牟礼140番地　県住２―502
債務者　藤澤　保利
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３７号
群馬県邑楽郡大泉町朝日２―17―１　大泉寮1211号、住民票上の住所北海道登別市千歳町３丁目12番地６
債務者　根本　　卓
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２４５号
千葉県柏市新逆井１丁目３番13号
債務者　丸山　智秋
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２４６号
千葉県流山市野々下３―755―３　流山荘６―A、住民票上の住所千葉市若葉区加曽利町574番地　五月荘
債務者　山本　紀夫
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２７０号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3555番地の１　コーポスズキ204号
債務者　村松　　光
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３４号
香川県坂出市府中町5001番地９
債務者　松岡　恵美
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３６号
香川県善通寺市善通寺町３丁目８番20号
債務者　猪口　佳子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部